

～園芸設備電気料金緊急補填事業のご案内～

高騰した電気料金が園芸生産用の電気設備を使用する生産者に与える影響を軽減するため、令和3年度と比較して増加した電気料金を支援します。

1 支援対象

【事業実施主体】

次の（1）から（3）までのいずれかに該当し、（4）と（5）を満たす者

（1）農業協同組合

（2）**営農集団**（3戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）

（3）**取組主体の要件を満たす農業法人又は個人生産者**。ただし、個人生産者については、農業協同組合員でない者及び営農集団に属さない者に限る。

（4）暴力団又は暴力団員等でないこと

（5）県税に未納がないこと

【取組主体】

次の（1）から（3）までを全て満たす者

（1）県内における園芸作物の栽培面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する者

（2）暴力団又は暴力団員等でないこと

（3）県税に未納がないこと

2 支援内容

（1）高騰した電気料金の補助

生産者の園芸設備稼働に係る**令和7年度と令和3年度の電気料金総額を比較して、高騰により増加した電気料金を補助。**

【補助対象経費算出方法】

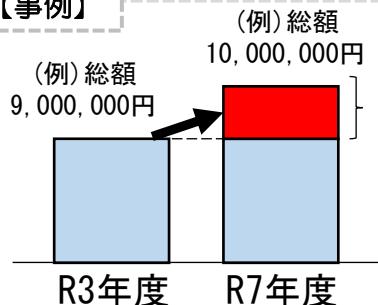
補助対象経費 = (令和7年4月から令和8年3月までの電気料金総額) - (令和3年4月から令和4年3月までの電気料金総額)
※令和8年1月から3月までの電気料金は、令和7年1月から3月までの電気料金で算出。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）※補助下限額：1戸あたり 20,000円

※申請額が予算を超えた申請があった場合、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付する。

【事例】



（例）1,000,000円が
補助対象経費

（この事例では）
補助金額 : 1,000,000円 × 1/2
= 500,000円

※実際の補助金額算出にあたっては
電気料金按分計算シート（別記様式第2号 別紙1）を
ご活用ください

（2）事務的経費の補助

対象：農業協同組合、営農集団が取りまとめて申請する場合

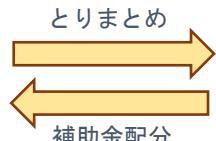
本事業を実施するために直接必要な経費を補助（事業実施主体が本来業務で行うべきものを除く）

【補助対象経費】旅費、役務費、使用料、通信費、消耗品費、人件費、その他経費

【補助率】（1）の事業で申請する補助対象経費の3%以内（千円未満切り捨て）

＜事業の流れ＞

【取組主体】
農業法人
個人生産者



【事業実施主体】
各農業協同組合
営農集団

【事業実施主体】
農業法人
個人生産者



県
園芸推進課

主なQ & A

Q1. 本事業の目的は？

A1. 電気料金の高騰が農業経営に与える影響を軽減するために、園芸作物を栽培する生産者に、電気料金の一部を支援します。

Q2. 補助金の申請方法とスケジュールは？

A2. 取組主体には、事業実施主体（JA等）を通じて補助金を配分します。申請方法とスケジュールは以下のとおりです。

①令和8年2月13日まで：事業実施主体（JAや法人等）から県園芸推進課への交付申請

※紙面による申請の他、電子メールによる申請も可とします。

※郵送の場合は、令和8年2月13日必着とします。

②令和8年3月：交付決定（額の確定）

③令和8年3月下旬以降：県から事業実施主体（JAや法人等）への補助金の交付

事業実施主体（JA等）→県園芸推進課

- ・交付申請書（別記様式第1号）
- ・園芸設備の電気利用状況報告書（別記様式第2号）
- ・電気料金按分計算シート（別記様式第2号 別紙1）
- ・電気使用実績証拠書類（請求書の写し等の電気料金が確認できる書類）
- ・出荷実績が分かる書類（対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等）
- ・主要な電気設備の写真
- ・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- ・宮城県税の納税証明書 ※申請日の3か月以内に発行された原本
- ・事業実施主体が農業法人以外の場合は、事務経費証拠書類（領収書の写し等）
- ・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）

※ 赤字：取組主体が取りまとめる資料

取組主体（個人生産者）→事業実施主体（JA等）

- ・電気料金按分計算シート（別記様式第2号 別紙1）
- ・電気使用実績証拠書類（請求書の写し等の電気料金が確認できる書類）
- ・出荷実績が分かる書類（対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等）
- ・主要な電気設備の写真

Q3. 補助対象となる電気料金は？

A3. 園芸生産用の電気設備稼働に係る、令和7年度と令和3年度の電気料金総額を比較して、高騰により増加した電気料金が補助対象となります。

※ その他、ご不明点は下記問い合わせ先にご連絡ください

問い合わせ先

宮城県農政部 園芸推進課 先進的園芸推進班

TEL : 022-211-2723 FAX : 022 - 211-2849 E-mail : engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp

又は事業実施主体の所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部